

# 空家改修等支援事業補助金

空家の改修費及び家財処分費について、予算の範囲内で補助します。

## (1) 補助対象となる空き家

白河市空家バンクに登録された物件

## (2) 補助対象者

### ① 移住者

福島県内の市町村（避難区域を除く。）から白河市に移住される方

ア 5年以上定住すること

イ 町内会に加入し、又は加入する見込みがあること

### ② 所有者

空き家の所有者で、当該空き家を5年以上賃貸する方

## (3) 補助率等

	補助率	上限額
改修費	1 / 2	150万円
家財処分費	定額	5万円

### 【改修費補助の例】

- ・屋根、外壁、雨樋等の改修、補修
- ・クロスの張替
- ・台所、お風呂、トイレなど水周りの改修

### 【家財処分費補助の例】

- ・ベッド、タンスなどの家財に係る処分費用
- ・家財処分のためのトラックのレンタル費用



お問い合わせ先

白河市 建設部 まちづくり推進課 空き家対策係

TEL : 0248-22-1111 (内線 2744) FAX : 0248-24-1854

MAIL : machi@city.shirakawa.fukushima.jp